

公 示

「特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成23年5月20日付け近運自二公示第7号）1. 及び3. (1)に基づく対象地域及び対象事業者について」（最終改正：平成30年8月24日）の廃止について

平成23年5月20日付け近運自二公示第8号をもって公示した「特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成23年5月20日付け近運自二公示第7号）1. 及び3. (1)に基づく対象地域及び対象事業者について」（最終改正：平成30年8月24日）は、平成30年10月1日付けをもって廃止することとしたので公示する。

平成30年10月1日

近畿運輸局長 八木 一夫

